

令和 6 年度福島県原子力防災訓練

評価業務

仕 様 書

福島県危機管理部原子力安全対策課

1 業務名

令和 6 年度福島県原子力防災訓練評価業務

2 目的

本業務は、令和 6 年度福島県原子力防災訓練において、訓練に係る専門的知見を有する第三者による評価（課題抽出や改善策の提案）の業務委託を行うことにより、福島県における原子力防災の実効性を高めることを目的に実施する。

3 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

4 業務対象項目及び実施場所

（1）災害対策本部運営訓練等（令和 7 年 1 月 21 日（火）または 22 日（水）実施予定）

ア 県災害対策本部運営訓練

- ・対象項目…訓練評価
- ・実施場所…福島県危機管理センター（福島市）

イ 国原子力災害現地対策本部運営訓練

- ・対象項目…訓練評価
- ・実施場所…南相馬原子力災害対策センター（南相馬市）

ウ 県原子力現地災害対策本部運営訓練

- ・対象項目…訓練評価
- ・実施場所…南相馬原子力災害対策センター（南相馬市）

エ 緊急時モニタリング訓練

- ・対象項目…訓練評価
- ・実施場所…南相馬原子力災害対策センター（南相馬市）

福島県環境創造センター環境放射線センター（南相馬市）他

（2）住民避難訓練（令和 6 年 11 月 9 日（土）実施予定）

ア 住民避難訓練

- ・対象項目…訓練評価
- ・実施場所…田村市

イ 原子力災害医療活動訓練

- ・対象項目…訓練評価
- ・実施場所…田村市

5 業務内容

訓練評価

(ア) 訓練評価検証実施要領の作成及び事前周知

受注者は、発注者と協議のうえ、訓練評価検証実施要領を作成し、訓練 1か月前までに発注者の承認を得ること。

また、訓練当日のプレーヤー事前説明時に訓練評価検証のポイント等を説明すること。

なお、訓練評価検証実施要領の作成にあたっては、福島県及び関係市町村の地域防災計画や広域避難計画等の内容及び原子力防災訓練関係者を対象とした会議（以下「関係機関会議」という。）の内容をよく踏まえること。

(イ) 訓練評価者の派遣

訓練当日の評価のため、以下に示す要員を派遣すること。

なお、訓練評価者は原子力防災に関する最新の知見を有し、過去に同規模の訓練における評価の経験があり、訓練の目的等を十分に理解している者とすること。

また、受注者は、訓練評価者の配置計画を作成し、訓練 1か月前までに発注者の承認を得ること。

・県災害対策本部運営訓練

2名

・国原子力災害現地対策本部運営訓練、県原子力現地災害対策本部運営訓練

2名

・緊急時モニタリング訓練

1名

・住民避難訓練、原子力災害医療活動訓練

3名

(ウ) 訓練参加者による自己評価の実施

訓練参加者が訓練参加後に活動内容を自己評価できるように、各訓練における要点を押さえたアンケート等を作成・実施・集計すること。

なお、住民避難訓練の参加者は一般住民であることに留意すること。

(エ) 外部有識者による評価の実施補助

福島県原子力防災部会学識経験者等の外部有識者による訓練評価を実施するため、受注者は発注者と協力し、外部有識者への事前説明資料の作成及び訓練当日における対応（事前説明、質疑応答等）を行うこと。

なお、外部有識者は最大 7名とし、発注者が選任するものとする。

(オ) 訓練評価検証結果報告書の作成及び説明

訓練終了後 2か月以内に訓練評価検証結果報告書を作成すること。

なお、作成にあたっては、訓練評価者による評価及び訓練参加者による自己評価等を総合的に分析したうえで、福島県における原子力防災の実効性を高めるための提案を含めること。

6 成果品の提出等

(1) 提出書類一覧

提出書類		部数	提出期日
1	着手届	1 部	契約締結日から 7 日以内
2	緊急時連絡表	1 部	契約締結日から 7 日以内
3	業務実施計画書	1 部	契約締結日から 1 か月以内
4	打合せ議事録	1 部	打合せの都度作成し、打合せから 7 日以内
5	訓練評価検証結果報告書	1 部	訓練終了後発注者が指定する日
6	業務完了届	1 部	訓練終了後発注者が指定する日
7	実績報告書	1 部	訓練終了後発注者が指定する日

- ※ 業務実施計画書は、業務工程、実施責任者、実施体制及び個人情報の管理体制を含むこと。
- ※ 訓練評価検証結果報告書及び実績報告書については、紙媒体の他、電子情報媒体（CD-ROM）でも提出すること（PDF 形式に加え、Word、Excel のいずれか加工が可能なデータ形式）。
- ※ 実績報告書は、業務の結果概要をとりまとめ、受注者が作成した資料などを整理のうえ、納品すること。
- ※ 各提出書類については、提出前に発注者の承認を受けること。

(2) 検収条件

納入品目及びその内容について、発注者が、本仕様書及び関係書類に基づき検査を行い、その結果を発注者が、本仕様書に定めたとおりの作業が行われたと認めたことをもって検収とする。

(3) 納入場所

福島県福島市杉妻町 2-16

福島県危機管理部原子力安全対策課

7 発注者が受注者に貸与する資料等

- (1) 福島県地域防災計画、福島県広域避難計画等の最新版
- (2) 令和 6 年度福島県原子力防災訓練実施要領及び関連資料
- (3) その他本業務を実施するにあたり発注者が必要と認める資料

8 著作権等

- (1) 受注者は、本契約により作成される成果物に係る一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者及び第三者が本業務以前から所有している著作権及び他に利用できる共通的な部分に係る著作権については、この限りではない。
- (2) 受注者は、発注者の書面による事前の同意が得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条の権利を行使することができない。
- (3) 発注者は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合においても、その他使用のために目的物の改変を行うことができる。

- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他すべての権利について交渉、処理は、受注者が行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受注者の責任と費用負担で対応するものとする。

9 その他

- (1) 発注者は、受注者の実施責任者等が業務を履行するにつき、著しく不適当と認められるときは、受注者に対してその是正措置を講ずるよう申し入れることができる。
- (2) 受注者が配置する訓練評価者の移動、宿泊に要する経費については、受注者が負担すること。
なお、発注者が選任する外部有識者に関する経費については発注者が負担する。
- (3) 本業務に必要となる機器及び機材等については、受注者が全て準備することとする。
- (4) 本業務実施上必要となる軽微な変更は発注者及び受注者が協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- (5) 本仕様書に明記していない事項についても、業務委託の目的の範囲内において、原子力防災訓練の評価を実施するに当たり必要となる業務一切を含むものとして対応すること。